

Zenken通信 (vol. 9)

▽ 今回のお届け情報

Title: 和歌山県「地元企業の受注を後押し」

Outline

添付資料P1～6

○総合評価方式の見直し

- ・和歌山県は、昨年6月から開始した新公共調達制度の一部改定として、和歌山県建設業協会などからの意見を踏まえ、総合評価方式について、地元企業の受注機会の確保に配慮した運用に改めた（2/19公告分から適用）。
- ・また、緊急経済対策の観点から、20年度発注工事に限り、本来は簡易型で発注する規模の工事に特別簡易型を適用することにより、入札手続き期間を短縮して早期発注できるようにする。

[主な改定内容]

- ①評価項目から工事实績と工事成績をなくして加算点を圧縮し、技術評価点と入札価格のバランスを適正化
- ②地域貢献の評価ウェイトを引き上げ（詳細は添付資料P5参照）

特別簡易型（1千万円～5千万円）	40%	⇒	約58%
簡易型（5千万円～1億円）	30%	⇒	約45%
標準型（1億円以上）	24%	⇒	約34%
- ・なお、同県は昨年12月に、最低制限価格の適用範囲拡大や低入札調査の厳格化等の改定を実施している。

担 当 ：事業企画課 林

和歌山県 総合評価方式の運用改定 地域貢献を重視

和歌山県はこのほど、08年6月にスタートした新公共調達制度の一部改定として、総合評価落札方式の運用を改めた。県内企業団体などの意見を踏まえ、県内業者の受注機会への配慮の観点から実施するもの。新制度では、総合評価の評価項目は、企業の実績評価をなくすことで、加算点の合計を約半分に圧縮するとともに、地域貢献の得点を相対的に重視するとしている。

県では、昨年6月から原則、予定価格3000万円以上の建設工事に総合評価方式を導入。1億円以上の工事に標準型、5000万円以上1億円未満には簡易型、5000万円未満には特別簡易型を適用することを基本に運用してきたが、県内の業界団体から「価格差があっても技術点で逆転される場合が多い」「工事実績は新業者制度で評価済みで、二重評価となっている」などの意見が寄せられていたという。

今回の改定では、こうした意見を踏まえ、同方式における評価項目のうち、企業の実績評価を廃止し、新業者制度での実績評価に一本化。標準型については、「具休の技術提案」「配置予定技術者の能力」「地域貢献」でそれぞれ評価するとし、加

算点の合計についても、標準型は25点から12点に、簡易型は20点から9点に、特別簡易型は15点から7点にそれぞれ圧縮。

技術評価点と価格のバランスを適正化し、地域貢献のウェイトを相対的に高めることで、実績づくりのための不当廉売的な受注の防止や、地域の優良な建設業者の受注機会確保に配慮するとして、ほか、技術提案の評価点数についても、必要に応じて結果を説明するとした。

これらの改定については、19日以降の公告分から適用している。今後、本年度内の発注を予定している約20億円の工事については、緊急経済対策の観点から予定価格5000万円以上1億円未満の工事でも従来の簡易型ではなく、特別簡易型を適用。入札手続き期間を短縮し、早期発注に努めるとしている。

新公共調達制度の一部改定について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が平成17年に施行されたことに伴い、和歌山県も昨年6月に新公共調達制度を導入し、予定価格3千万円以上の全ての建設工事に総合評価方式を導入しましたが、県議会や業界団体等のご意見を踏まえ、総合評価方式の内容について一部改定を行います。

なお、今後とも県民、事業者、業界団体のご意見を幅広くお聴きし、よりよい制度となるよう取り組んでいきます。

改定のポイント

（１）総合評価方式

- ・技術評価点と入札価格のバランスを適正化
(加算点の合計を約半分に圧縮)
- ・総合評価方式における企業の実績評価を廃止
(地域貢献の得点を相対的に重視)
- ・技術提案の評価点数について、必要に応じ当該業者の結果について説明

（２）適正な積算・発注

- ・原則として、諸経費については当該工事単体の諸経費とし他の工事との諸経費調整は行わない
(平成20年12月12日付 課長通知)
- ・現場条件を反映した適正な積算
(平成21年 1月16日付 課長通知)
- ・生コンクリート、アスファルト合材、骨材については、年2回の単価見直しを1月からは2ヶ月に1回実施
(平成21年 1月15日 改定済)
- ・県内業者で履行可能な工事は県内業者へ発注することを原則とする
(平成21年 1月16日付 課長通知)

※ なお、今回の改定に関連して、緊急に経済対策を行う観点から20年度内発注工事に限り、予定価格5千万円以上1億円未満の工事については特別簡易型を適用（現在は簡易型を適用）することにより、入札手続期間を短縮して早期発注に努める。

※新公共調達制度についてのご意見・要望は相談窓口（各振興局建設部と技術調査課等に設置）で対応しています。

総合評価方式の改定について

総合評価方式

・計算方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（基礎点（100点）＋加算点）}}{\text{入札価格}}$$

・落札者 評価値の一番高い者を落札者とする。

・加算点

【標準型】（予定価格1億円以上） 加算点25点

加算点＝具体の技術提案＋企業の施工能力＋配置予定技術者の能力＋地域貢献

【簡易型】（予定価格5千万円以上1億円未満） 加算点20点

加算点＝簡易な施工計画＋企業の施工能力＋配置予定技術者の能力＋地域貢献

【特別簡易型】（予定価格3千万円以上5千万円未満） 加算点15点

加算点＝ 企業の施工能力＋配置予定技術者の能力＋地域貢献

改定の内容

- ・価格差があっても逆転するケースが多いため、技術評価点と入札価格のバランスを適正化。
- ・企業の工事实績の評価については、新業者評価制度に集約し、総合評価では評価しない。
- ・地域の防災や雇用を担う建設業者の健全な育成を図るため、地域貢献の得点を重視。
- ・加算点の変更

標準型	25点	→	12点
簡易型	20点	→	9点
特別簡易型	15点	→	7点

} 詳細はP-5参照。

適用時期

平成21年2月19日公告分の建設工事から適用する。

なお、20年度内発注工事に限り、緊急に経済対策を行う観点から、予定価格5千万円以上1億円未満の工事については、特別簡易型を適用することにより入札手続き期間を短縮して早期発注に努める。

新公共調達制度についての主なご意見

1月28日（水）から2月5日（木）の期間、振興局単位で業界団体から意見を聴いたところ、主な意見は以下のとおりです。

（１）総合評価方式

- 価格差があっても技術点で逆転するが多い。
- 企業の工事实績は、新業者評価制度ですでに評価済みであり、二重の評価となっている。
- 地域内の業者の保護のため地域外からの参入を制限するか、総合評価における地域貢献の加点を大きくしてほしい。
- 総合評価の技術提案についての評価結果を説明してほしい。
- ・総合評価方式の適用範囲を変更（縮小／拡大）してほしい。

（２）適正な積算

- 諸経費や二次製品等適正な積算をしてほしい。
- 単価が安い（生コンクリート、アスファルト合材）

土木一式工事の場合

特別簡易型		予定価格3千万円 以上5千万円未満	
		現行	変更
企業 の 能力	同種工事 の 施工実績 工事成績 の 平均値	3	0
		2	0
	小計	5	0
配置 予定 技術 者の 能力	工事成績 の 平均値	2	1
	資格	1	1
	同種工事 の 施工経験	1	0
	CPD (新規)	—	1
	小計	4	3
地域 貢献	本店 (現行は営業 所も評価)	2	1 *1
	災害対応	2	2
	緊急対応	(1)	(1)
	災害協定	(1)	(1)
	県産品	2	1
	小計	6	4
	合計	15	7

*1

工事箇所と同一市町村に本店 1点
上記以外に本店 0点

簡易型		予定価格5千万円 以上1億円未満	
		現行	変更
簡易な施工計画		5	2
小計		5	2
企業 の 能力	同種工事 の 施工実績 工事成績 の 平均値	3	0
		2	0
	小計	5	0
配置 予定 技術 者の 能力	工事成績 の 平均値	2	1
	資格	1	1
	同種工事 の 施工経験	1	0
	CPD	1	1
	小計	5	3
地域 貢献	本店 (現行は営業 所も評価)	2	1 *2
	災害対応	2	2
	緊急対応	(1)	(1)
	災害協定	(1)	(1)
	県産品	2	1
	小計	6	4
	合計	20	9

*2

工事箇所と同一建設部管内に本店 1点
上記以外に本店 0点

標準型 (県内限定)		予定価格1億円 以上	
		現行	変更
具体の技術提案		10	5
小計		10	5
企業 の 能力	同種工事 の 施工実績 工事成績 の 平均値	3	0
		2	0
	小計	5	0
配置 予定 技術 者の 能力	工事成績 の 平均値	2	1
	資格	1	1
	同種工事 の 施工経験	1	0
	CPD	1	1
	小計	5	3
地域 貢献	本店 (現行は営業 所も評価)	2	1 *2
	災害対応	2	2
	緊急対応	(1)	(1)
	災害協定	(1)	(1)
	県産品	2	1
	小計	6	4
	合計	25	12

5

<20年12月>

新公共調達制度の一部改定について

本年6月、建設工事や建設工事に係る委託業務における品質を確保するとともに、県内の建設業界等が健全に発展できるように、新公共調達制度を導入しました。

一方、その後の状況をみると採算が確保されていないと思われる過度の低入札が著しく増加している現状です。このような状況が続けば、工事の品質低下や事業者の経営状況が悪化することが懸念されます。

このため、県としても県議会や業界団体の要望も踏まえ、新公共調達制度の一部を改定することとしました。

なお、今後とも県民、事業者、業界団体のご意見を幅広くお聴きし、よりよい制度となるよう取り組んでいきます。

改定内容

(平成20年12月中旬公告分から実施)

【建設工事】

○最低制限価格の適用範囲の拡大

予定価格5千万円以上1億円未満の工事については、低入札防止の観点から低入札調査を実施しているが、低入札が多発し、これに伴う調査が事務的に過度な負担となっている。また、調査に多大な時間を要し、落札者決定に大きな遅れが生じている。このため、現行の予定価格5千万円未満の工事に適用している最低制限価格を、予定価格5千万円以上1億円未満の工事にも適用を拡大する。

○低入札調査の厳格化

予定価格1億円以上の工事については、従前から行っている低入札調査に加えて、見積額等の積算根拠が過去の実績に基づく妥当なものかどうか調査する等、審査を一層厳格に行う。

○大規模工事の予定価格の事後公表

予定価格の事前公表が適正な見積もりを阻害し、過度の低入札の要因となっていることが懸念されることから、当面、予定価格1億円以上の工事について、予定価格を事後公表とする。

○民間工事实績の認定

公共機関の発注が少ない建築工事等について、民間工事の実績も認めることとする。ただし、実績の認定については、別途外部に委員会を設置し、審査することとする。

【建設工事に係る委託業務】

○最低制限価格の適用範囲の拡大

現在、予定価格1千万円未満の委託業務に設定している最低制限価格について、特に低入札が著しい予定価格1千万円以上3千万円未満の委託業務にも最低制限価格を設定する。

○大規模委託業務の予定価格の事後公表

予定価格の事前公表が適正な見積もりを阻害し、過度の低入札の要因となっていることが懸念されることから、当面、予定価格3千万円以上の委託業務について、予定価格を事後公表とする。